

藤沢市公告式条例等の一部改正について
藤沢市公告式条例等の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市公告式条例等の一部を改正する条例

（藤沢市公告式条例の一部改正）

第1条 藤沢市公告式条例（昭和25年藤沢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、市のホームページに設置した掲示場に掲示することにより行う。ただし、これにより難い場合には、市役所掲示場に掲示することにより行うことができる。

第3条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項」に改める。

（藤沢市行政手続条例の一部改正）

第2条 藤沢市行政手続条例（平成8年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号、第12条第1項及び第2項第5号並びに第13条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、

第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「第3項」を「第4項」に改める。

第21条第3項中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第27条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第28条中「及び第15条」を「及び第4項並びに第15条」に、「同項」を「同条第4項中「第1項」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

（藤沢市財政状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 藤沢市財政状況の公表に関する条例（昭和23年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「且つ」を「、かつ、」に改め、同条第2項中「且」を「、かつ、」に改める。

第4条中「藤沢市公告式条例（昭和25年9月藤沢市条例第32号）の定めるところにより行なう」を「市ウェブサイトに掲載することにより行う」に改める。

（藤沢市下水道事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 藤沢市下水道事業に係る公営企業の設置等に関する条例（昭和42年藤沢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

第8条第1項中「藤沢市公告式条例（昭和25年9月藤沢市条例第32号）の

定めるところにより」を「市ウェブサイトに掲載することにより」に改める。

(藤沢市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

第5条 藤沢市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年藤沢市条例第29号）

の一部を次のように改正する。

第11条第3項を削る。

第12条第2項後段を削る。

第13条第1項中「告示」を「公表」に改める。

(藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正)

第6条 藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次の

ように改正する。

第14条第4項中「告示」を「公表」に改める。

(藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第7条 藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年藤

沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「告示」を「公表」に改める。

(藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例（昭和46年藤沢市

条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改
める。

第8条第1項中「藤沢市公告式条例（昭和25年藤沢市条例第32号）の定め
るところにより」を「市ウェブサイトに掲載することにより」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規
定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第3条第2項の改正規定並びに第3条中第3条第1項及び第2項の
改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和8年5月21日

(3) 第4条中第5条の改正規定及び第8条中第6条の改正規定 令和8年9月

24日

(藤沢市行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の藤沢市行政手続条例第14条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の藤沢市行政手続条例第21条第3項及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、前項第2号に規定する施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(藤沢市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第5条の規定による改正後の藤沢市自転車等の放置防止に関する条例第13条の規定は、この条例の施行の日以後に移動し、保管した自転車等に適用し、同日前に移動し、保管した自転車等については、なお従前の例による。

(藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第6条の規定による改正後の藤沢市自転車等駐車場条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後に移動し、保管した自転車等に適用し、同日前に移動し、保管した自転車等については、なお従前の例による。

(藤沢市市税条例の一部改正)

- 5 藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第2条第2項」を「第2条第2項ただし書」に改める。

提案理由

この条例を提出したのは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるよう、本市における情報の周知方法を見直すこと等に伴い、所要の改正をする必要による。